

直管の切断使用について

(昭和 47 年 11 月 20 日調度課長決)

資材の有効利用を図るため直管を切断し使用しようとするときは、より慎重を期するよう下記要領により行うこととする。

1 切断使用する場合

- (1) 主管保有残管の現品を（実地）調査の上、該当品がないとき
- (2) 緊急、その他やむを得ないと物品出納員又は物品取扱員が判断したとき

2 切断管の搬入

物品納入業者が切断後搬入することは禁止する。

ただし、前項（2）に定める場合はこの限りではない。